

のぞみ野第一自治会規約細則

(R7年度改定版)

(区域)

- 第 1 条 規約第 3 条第 1 項で定める区域は、次の街区とする。
- 1 2～3 9・4 1・4 3・4 5～4 8・5 0～6 8
8 6～9 3・9 5

(入会、退会及び脱会)

- 第 2 条 規約第 3 条第 1 項で定める会員とは、のぞみ野第一自治会の区域内に居住している者及び家屋を取得（借用も含む。以下同じ。）し入会の意志のある者をいい、入会届（別記第 1 号様式）記載月もしくは入会届提出の月の入会とする
- 区域内に居住を開始した者、家屋を取得した者で自治会への入会の意思を有するものは、速やかに班長を通じて会長に届け出るものとする。
 - 会員が死亡、転居または非居住で家屋を譲渡によりその世帯の所在が、のぞみ野第一地区より消滅した場合は、退会として速やかに班長を通じて会長に届け出るものとする。
 - 会員が自己都合により、自治会から抜ける場合は、脱会とし速やかに、班長を通じて会長に届け出るものとする。
 - 会員が退会または脱会したときは、その月に会員の資格を失うものとする。
 - 入会時には、入会届（別記第 1 号様式）を提出するものとする。
 - 退会及び脱会時には、退会脱会届（別記第 7 号様式）を提出するものとする。
 - 前条に規定する街区に隣接近接して居住している方及び家屋を取得（借用も含む）し、入会の意思がある方の入会を制限するものは無く、入会後は会員として扱うものとする。

(会長の選出)

- 第 3 条 規約第 7 条第 1 項第 1 号で定める会長の選出は、次の方法による。
- 原則として 1 2 月末日までに次年度の会長選挙について公示する。
 - 立候補者は、立候補届（別記第 2 号様式）を 1 月 1 5 日までに会長に提出することを原則とし、詳細は公示案内によるものとする。。
 - 立候補者が複数の場合は、1 月末日までに正会員による投票により決定する。
 - 立候補者がいない場合は、2 月末日までに班長会で役員の中から候補者を選出することを原則とするが、役員以外の会員から選出されることもよしとする。

(執行役員、監査および連合役員の選出)

- 第 4 条 副会長、会計、書記（以上、執行役員）、監査 及び連合役員を会員の中から選出できない場合は、今年度の役員の中から会長又は会長候補者が選出する。

(役員承認)

- 第 5 条 役員候補者は、定期総会において承認を受けなければならない。

(役員引継ぎ)

- 第 6 条 定期総会において承認を受けた役員は、速やかに前年度の役員と業務の引継ぎを行うものとする。
- 前年度の役員は、重要事項については文書等により役員に引き継ぐものとする。
 - 前年度の役員は、役員から協力を要請されたときは、協力するものとする。

(委任状)

- 第 7 条 委任状の様式は、別記第 3 号様式による。なお、誰に委任するか記載されていない場合は、会長に委任されたものとみなす。

(代理人届)

第 8 条 代理人届の様式は、別記第 4 号様式による。

(会費及び納入方法)

- 第 9 条 規約第 20 条第 3 項に定める会費は、一戸当たり月額 500 円と暫定する。
2. 会費は、班長が一括、若しくは分割で集金し、分割の場合 4 ヶ月分を最小単位とし、5 月、9 月、1 月の各下月末までに会計に納入する。
 3. 班長は、会計に会費を納入するとき、会費納入明細書（別記第 5 号様式）を提出するものとする。
 4. 1 年分を一括納入した場合は、特別措置として 500 円を減額し 5500 円とする。
 5. 会費の返還は、退会の場合に限り、退会月を除く納入月分について行う。但し、1 年分を一括納入した場合は、そこから 1 月分を差し引く。脱会の場合は、返還しない。
 6. 会費納入の前に脱会する場合は、脱会月までの会費（月額 500 円）を納入するものとする。
 7. 70 歳を超えて班長をされる方の会費については、規約の運用について定める

(役員報酬)

第 10 条 規約 21 条に定める報酬は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|----------|
| (1) 会長 | 年額 | 60,000 円 |
| (2) 副会長 | 年額 | 30,000 円 |
| (3) 会計 | 年額 | 30,000 円 |
| (4) 書記 | 年額 | 30,000 円 |
| (5) 監査 | 年額 | 10,000 円 |
| (6) 部長 | 年額 | 25,000 円 |
| (7) 副部長 | 年額 | 20,000 円 |
| (8) 班長 | 年額 | 15,000 円 |
| (9) 顧問 | 年額 | 10,000 円 |
2. 役員が市政協力員を兼ねる場合は、市政協力員報酬をもってこれに代える。
 3. 報酬は、会費を当てる。
 4. 報酬は、当該年度の 2 月に支給する。
 5. 役員が任期中で退任した場合、退任月までの報酬を、月割り（切り捨て）で支給するものとする。
 6. 役員報酬には、本会運営に必要な電話代を含むものとする。
 7. 二つ以上の役員を一人で兼ねる場合は、報酬の高い役員分のみ支給する。但し、執行役員が部長を兼任の場合は年額 20,000 円を上限として、上乗せ額を運営委員会が協議決定する。また、監査を兼任の場合は、監査分報酬を上乗せする。
 8. 一世帯で夫々別の運営役員に就く場合は、夫々規定の報酬を支給する。

(委員手当等)

第 11 条 規約第 18 条に定める委員手当等は、班長会で定める。

(経費の支給)

第 12 条 本会の運営に必要な会議費、通信費（電話代を除く。）、交通費及びその他の経費は、実費を支給する。ただし、交通費は公共交通機関の運賃とし、交通費清算書（別記第 6 号様式）にて清算を行う事とする。
（自家用車の場合は、交通費清算書記載の金額を支給する。）
交通費の支給対象は、のぞみ野自治連合会規約の規定に準ずるものとする。

(弔慰金)

第 13 条 規約第 26 条に定める弔慰金は、10,000 円とする。

(会員の死亡)

- 第14条 会員が死亡した場合、その家族は班長にその旨通知しなければならない。
2. 班長は、会長に会員が死亡したことを速やかに報告しなければならない。
 3. 会長は、弔慰金を持参し、本会を代表して遺族に弔意を表すものとする。
 4. 遺族から葬儀等に際して協力を要請されたときは、会長は役員を招集し、協力するものとする。

(連合会分担金)

- 第15条 規約第27条第3項で定める分担金は、連合会理事会で決定し総会の承認を得るものとする。
2. 分担金は、会員から別途徴収せず、会費の中から支出する。
 3. 自治会館修繕費等も会費の中から支出できるものとする。

(書類の保存期間、保管場所及び保管責任者)

- 第16条 本会の運営に関する書類の保存期間及び所管役員は、それぞれ次のとおりとし、保存期間ごとに「自治会管理ファイル」として保管する。

書 類	保存期間	所管役員	備 考
規約・細則	永久	会長	連合会会則等も含む
予算・決算報告書	3年	会計	連合会等も含む
領収書	3年	会計	
役員名簿	30年	書記	連合会等も含む
総会資料	永久	会長	
役員会等の会議資料	3年	書記	連合会等も含む
会議等の議事録	3年	書記	連合会等も含む
行政機関等への申請及び要望書	3年	会長	
会員への回覧書類	3年	書記	行政機関等の回覧書類も含む
行政機関等の書類	3年	会長	
入会届	3年	会計	
会長立候補届	1年	会長	
委任状・代理人届	1年	会計	
自治会費納入明細書	3年	会計	
各部の活動記録、報告書	3年	各部長	
世帯毎のご家族状況調査シート	1年	会長	個人情報管理対象とし、「自治会管理ファイル」には含めない

2. 当年度の書類の保管責任者は、それぞれ書類を所管する役員とする。
3. 前年度までの書類は、第一自治会館に保管する。
4. 各文書の統括管理は文書ファイル、データ保存管理含め、書記の任務とし、「自治会管理ファイル」に整理し、会館書棚に保存する。

(規約及び細則の運用解釈)

- 第17条 規約及び細則の運用・解釈に疑義が生じた場合は、班長会で協議し解決するものとする。

附則

1. この規約は平成7年 8月 1日から施行する。
2. 平成2年11月18日に制定及び施行され、その後改定を経た「のぞみ野第一自治会規約細則」は、平成7年 7月31日をもって廃止する。

施行 改定	平成 7年	8月	1日	
	平成13年	4月	8日	
	平成15年	4月	6日	自治会費 7000円→6000円 一括納入時 年額 7000円 役員報酬変更 監査よりブロック長の仕事量大 ブロック長 20000円→30000円 監査 30000円→20000円
	平成21年	4月	5日	自治会費 6000円→5000円 一括納入時 年額 5500円 副会長以下の報酬は、市の補助金を当てるから会費を当てるに改訂
	平成26年	4月	6日	役員報酬変更 ブロック長と班長とのバランスを考慮 監査の業務を考慮し、専任、兼任も考慮 ブロック長 15000円→20000円 監査 20000円→5000円 監査報酬は、上乘せとする。 書類の保存期間、保管場所及び保管責任者 表中の保管場所を削除し、所管役員を追加 保管役員を所管役員に変更 当年度の書類の保管責任者を、保管役員から所管役員に変更
	平成27年	1月	25日	第2条、第9条で退会脱会を明確化することの改定 第4条で次期運営委員候補選出を今年度班長から行うことの改定 第10条で部制導入に伴う役員（新・現）報酬額の改定 また、市政協力員兼務時の報酬の改定
	平成28年	4月	10日	第3条（会長の選出）の5の削除 会長の選出対象を現役員どまりとする。 第4条（役員を選出）の改正 役員を選出のみの表示とする。 第10条（役員の報酬）の改正 役員報酬支払いを1回とする。
	平成29年	4月	9日	第2条（入会、退会及び脱会） 第8項を追加、細則に規定する街区に隣接近接して居住される 方の入会を制限せず、入会後は会員扱いとすることを明記した。
	平成30年	4月	9日	第4条 タイトルを執行役員及び連合役員の選出、に変更する。 選出できない場合の候補者選出範囲を今年度の班長だけでなく、 役員に拡大する 第9条 6項を新たに追加し、会費納入前の脱会者の会費納入を規定した。 第10条 部長の報酬を現行20,000円から25,000円に改定した。 5項、6項に言葉を補い、主旨意図を明確にし、執行役員が部長を 兼務する場合の上乗せ報酬を規定した。 8項を新たに追加し、一世帯で夫々別の運営役員に就く場合の 報酬は夫規定の報酬を支払うとした。 第12条 交通費の支給対象を連合規定に準ずるとした。 第16条 書類に、部の活動記録、報告書を追加した。

書類に、世帯毎のご家族状況調査シート（保管期間1年）を追加し、
会長管理で個人情報管理を明示した。

4項を新たに追加し、書記による統括管理（データ保存含み）
を加筆した。

- 平成31年 4月7日
第10条（役員の報酬）
(5) 監査 現行の5,000円を 10,000円に改定する
- 令和 2年 4月5日
第9条（会費及び納入方法）
7項 70歳をこえる班長の会費を規約の運用について定める
件を加筆
- 令和 3年 4月4日
第2条（入会、退会及び脱会）
1項、「入会届（別記第1号様式）記載月もしくは入会届提出の月
の入会とする」に改正
第3条（4）
「・・・ことを原則とするが、役員以外の会員から選出されることも
よしとする」を加筆
第16条 「自治会管理ファイル」として保存保管すること、
ご家族情報シートは個人情報管理を徹底するため、別扱いを
加筆する
「総会資料」を外出しし、保存期間を「永久」、書簡役員を「会長」
として追記する
- 令和 4年 4月10日
第3条（会長の選出）
(2) 立候補届け出期限について、「公示案内による」を追記
(4) 選出期限を2月末日まで、と改訂
- 令和 6年 4月14日
第15条 文言修正 「役員会」⇒「理事会」
- 令和 7年 4月13日
第9条2項 会費分割納入既定の未修正を正す、4か月を最小単位とする
第10条5項 任期中退任の報酬に関し、月割り切り捨てを明示